

仕 様 書

件 名	仙 台 駐 屯 地 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 処 分 役 務	仕 様 書 番 号	作 成 年 月 日
		A-4 4	令和7年3月31日
履行期間	令和9年3月31日	部隊等名	仙台駐屯地業務隊管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地において実施する仙台駐屯地産業廃棄物収集運搬処分役務について適用する。

2 実施場所

仙台市宮城野区南目館 1 - 1 陸上自衛隊仙台駐屯地

3 一般事項

本役務は、本仕様書及び関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

また、作業にあたり建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧するものとする。

4 廃棄物等の種類及び搬出期間

(1) 工作物等の種類

番号	廃棄物名	規格等	予定数量	単 位	備 考
1	廃石こうボード等	バラ	20	t	製造年不明
2	混合廃棄物	バラ	20	t	建築物等解体屑
3	廃コンクリート（有筋）	バラ	10	t	建築物等解体屑
4	ガラス屑等	バラ	2	t	建築物等解体屑
5	廃グラスウール	バラ	1	t	建築物等解体屑
6	木屑	バラ	20	t	建築物等屑
7	廃塗料	18ℓ缶	20	缶	建築物等屑

(2) 搬出期間は仕様書の定める日から令和9年1月末までとし、官側との協議により搬出を行うこと。

(3) 本役務の廃棄物排出事業者は官側とする。

5 特記事項

(1) 分別搬出

ア 官側が指示する産業廃棄物集積所から分別搬出すること。

イ 分別搬出作業は、関係法規等及び廃石こうボード現場分別解体マニュアル（国土交通省）及び建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（環境省）に基づき分別解体積込を実施すること。なお、分別・積込完了後は作業場所の清掃を行い官側担当者の確認を受けること。

(2) 計量等

中間処理場・最終処分場等において、計量を実施し計量結果を官側へ報告すること。

(3) 安全管理

役務実施車両の通行ルート of 安全対策は、請負者において十分管理するものとし、産業建設廃棄物集積場所及び駐屯地構内道路並びに処分場までの一般道等は、粉塵等の飛散を防止すること。

また、道路を汚損・破損させた場合は、請負者側の負担により官側の指示に基づき原状回復を実施すること。

6 その他

(1) 不具合、作業中の事故等は全て請負者側の責任とする。

(2) 現場及び、監督官から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。

(3) 役務の実施において、本仕様書の項目に疑義が生じた場合は、官側と協議を行うこと。

7 提出書類等

産業廃棄物管理票